



大田区制70周年

# 大田区子ども読書活動推進計画 (第三次)

平成28年度～平成32年度



平成28年7月

大田区教育委員会



## はじめに

誰もが自在にインターネットにアクセスし、電子メールやソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を利用する時代となりました。子どもたちについても、その多くが自分のスマートフォンや携帯電話を持っている時代です。20世紀にはテレビの普及による活字離れが指摘された時期もありましたが、現在では、メールやSNSにより、文字を書いたり、読んだりする機会は、以前よりも増えました。しかし、私たちの文章力が向上したと実感できないのはなぜでしょうか。

また、知らないことがあれば、検索サイトにアクセスすることによって、瞬時に必要な情報を手に入れることもできるようになりました。しかし、必要な情報を簡単に手に入れられるようにはなりましたが、それで自分の考えをまとめることがうまくできるようになったと実感できないのはなぜでしょうか。

メールやSNSの利用の多くは、会話を文字に置き換えているだけであり、膨大な量の断片的な情報に目を奪われていると、物事を深く理解し、体系化し、思考をまとめる営為が却って妨げられる結果になっているように思われます。

このような時代にあって、多くの先人たちが思索を巡らし、事物を体系的に整理し、あるいは、人生経験を投影させて書き上げてきた書物を手に取ることがますます重要になっています。

大田区教育委員会では、平成15年以来、二次にわたる「大田区子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に努力してきました。今回の計画策定にあたり実施した第二次計画の成果検証においては、1か月に1冊も本を読まない子どもの数を確実に減らすことができましたが、未だに改善の余地は残されています。

また、これまでは、子どもの読書の重要性が認識されていたものの、子どもの成長の段階において、どのような指導上の配慮をすればよいか、十分に明確化されていない面がありました。

今回の計画では、第二次計画の成果検証を踏まえ、読書指導における子どもの成長段階への配慮を明確化することを心がけました。

本計画の推進により、全ての子どもたちが読書の楽しさを知り、読書習慣を身に付けることで、人生をより豊かなものとするよう努力してまいります。

大田区教育委員会

# 目次

|            |  |
|------------|--|
| <b>第1章</b> | <b>子どもの読書の重要性</b> . . . . . 1                |
|            | 1 子どもの読書の重要性 . . . . . 1                     |
|            | 2 子ども読書活動の取組 . . . . . 1                     |
| <b>第2章</b> | <b>第二次計画の検証・評価</b> . . . . . 3               |
|            | 1 第二次計画の目標・指標 . . . . . 3                    |
|            | 2 指標の目標達成状況 . . . . . 4                      |
|            | 3 第二次計画の成果のまとめ . . . . . 6                   |
| <b>第3章</b> | <b>計画の基本方針</b> . . . . . 7                   |
|            | 1 計画の基本方針 . . . . . 7                        |
|            | 2 計画の指標 . . . . . 8                          |
|            | 3 施策体系 . . . . . 9                           |
| <b>第4章</b> | <b>個別事業計画</b> . . . . . 12                   |
|            | I 幼児期の指導～本との出会いと読書週間の基礎づくり . . . . . 12      |
|            | ◆幼児期の指導～基本的な考え方と幼稚園教育要領 . . . . . 12         |
|            | ◆個別事業計画 . . . . . 14                         |
|            | II 学齢期の指導～発達段階に合わせた読書力の向上 . . . . . 17       |
|            | ◆学齢期の指導～学習指導要領 国語編の学年別内容 . . . . . 17        |
|            | ◆読書学習司書の役割 . . . . . 20                      |
|            | ◆個別事業計画 . . . . . 21                         |
|            | III 生涯を通じて自ら本を選び学ぶことのできる読書環境の整備 . . . . . 23 |
|            | ◆個別事業計画 . . . . . 23                         |
| <b>第5章</b> | <b>計画の推進</b> . . . . . 25                    |

## 第1章

# 子どもの読書の重要性

## 1 子どもの読書の重要性

子どもの読書には、次のように多様な教育的効果が期待されます。大田区教育委員会では、これらの教育的効果に着目し、子どもの読書活動を推進していきます。

### 1 思考力、表現力の育成

より高度な言語能力を獲得することで、より複雑な思考が可能となり、また、言語を駆使して自らの考えを他者に正確に伝えることで、議論が生まれ、さらに思考を深めることができます。

また、調べ学習を通して、情報活用能力を育てるとともに、物事を体系的に考えたり、まとめたりする力を身に付けることができます。子どもの読書は、論理的な思考や基礎学力を身に付けるうえでの基本となる、言語能力を育むために大変重要なものです。

### 2 感受性、想像力の育成

子どもは、読書を通じて日常では経験できない様々なことを疑似体験し、多様な価値観や考え方に触れるとともに、それらを通じて、感受

性や想像力を育みます。

また、相手の考え方や感情を捉える共感力は、表現力と結び付くことで、適切な人間関係を築くことのできるコミュニケーション能力の基本となります。

### 3 豊かな人間性の形成

子どもは読書によって、考える力、感じる力を伸ばすだけでなく、その書物に書かれた人生観や価値観と向き合い、考えを巡らせることで、自らの人生観、価値観を確立するとともに、様々な知識を教養として身に付けることで、豊かな人間性を形成していきます。

また、子どもの頃に読書を習慣付けることで、人間性の基盤となる「価値観、教養・感性等」を、生涯にわたって学び続ける素地を養うことができます。



## 2 子ども読書活動の取組

### 1 国・都の動向

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、子ども読書活動推進の基本理念を定めるとともに、子どもの読書活動の推進に関する施策の策定を国及び地方公共団体の責務としました。

また、同法では、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国に子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の策定義務を課すとともに、都道府県及び区市町村にも同様の計画を策定するこ

とを努力義務としています。

国は、同法に基づき、平成 14 年 8 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、約 5 年間にわたる施策の基本的な方向性と具体的な方策を明らかにしました。

東京都は、同法及び国が策定した計画を踏まえ、平成 15 年 3 月に「東京都子供読書活動推進計画（第一次計画）」を策定しました。その後、国は、第二次計画（平成 20 年 3 月）、第三

次計画（平成 25 年 5 月）を策定し、都も、第二次計画（平成 21 年 3 月）、第三次計画（平成 27 年 2 月）を策定して、子どもの読書活動推進の取組を続けています。

また、平成 26 年 6 月、学校図書館法の一部を改正する法律が成立し、学校において専ら学校図書館の職務に従事する職員が学校司書として位置付けられ、その配置を努力義務としました。

## 2 本区の取組

大田区では、平成 15 年 3 月に都が策定した「第一次東京都子供読書活動推進計画」を踏まえ、平成 15 年 11 月に「大田区子ども読書活動推進計画（第一次）」を策定し、子どもが読書に親しむための機会の提供、読書活動推進のための環境の整備・充実、読書活動についての啓

発活動と推進体制の整備に関する施策を推進し、平成 23 年 4 月には、「大田区子ども読書活動推進計画（第二次）」（以下、第二次計画といいます。）を策定して、読書活動推進の取組を続けてきました。



## 第2章

# 第二次計画の検証・評価

### 1 第二次計画の目標・指標

#### 1 第二次計画の目標

第二次計画では、次の4項目を計画の目標に掲げました。

- 1 子どもが読書を楽しむための機会を充実させます。
- 2 子どもの読書活動推進のための環境を整備・充実します。
- 3 家庭・地域・学校及び図書館等関係機関の連携により、子どもの読書活動推進体制の充実を図ります。
- 4 子どもの読書活動に関する理解の促進を図ります。

#### 2 第二次計画の指標

第二次計画では、計画推進の効果を示す指標として、次の目標値を定めました。

| 項目                                     | 平成22年度      | 平成27年度目標値   |
|--|-------------|-------------|
| ① 区立図書館の児童図書蔵書数                        | 392,971 冊   | 412,000 冊   |
| ② 区立図書館の児童図書貸出冊数（個人貸出）                 | 1,375,609 冊 | 1,700,000 冊 |
| ③ 区立小・中学校における月間読書冊数                    | 小学校         | 8.6 冊       |
|  | 中学校         | 2.2 冊       |
| ④ 区立小・中学校における1か月間に一冊も読書をしなかった児童・生徒の割合  | 小学校         | 7.4%        |
|  | 中学校         | 22.7%       |
| ⑤ 区立小・中学校の「学校図書館図書標準(注)」を100%以上達成した学校数 | 小学校         | 42 校        |
|  | 中学校         | 10 校        |
|  |             | 59 校(全校)    |
|  |             | 28 校(全校)    |

①②は各年度3月31日現在、③⑤は各年度3月現在、④は各年度3月実施時の数値

(注) 学校図書館図書標準とは、公立学校において、学校図書館の図書を整備する際の蔵書冊数の目標を、学級数の規模に応じて設定したもの。

## 2 指標の目標達成状況

### 1 区立図書館の児童図書蔵書数

| 年 度           | 23 年度   | 24 年度   | 25 年度   | 26 年度   | 27 年度   | 目標<br>27 年度 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------|
| 蔵書数<br>(単位：冊) | 408,616 | 421,015 | 424,078 | 430,617 | 435,746 | 412,000     |

区立図書館の児童図書蔵書数は計画 2 年目(24 年度)で目標を達成し、その後も蔵書数を増やしており、子どもの読書環境の整備が進んでいると評価できます。

### 2 区立図書館の児童図書貸出冊数(個人貸出)

| 年 度           | 23 年度     | 24 年度     | 25 年度     | 26 年度     | 27 年度     | 目標<br>27 年度 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 貸出数<br>(単位：冊) | 1,523,122 | 1,544,358 | 1,650,981 | 1,690,888 | 1,830,355 | 1,700,000   |

区立図書館における児童図書貸出冊数についても順調に増加を続けており、平成 27 年度に目標を達成しました。

### 3 区立小・中学校における月間読書冊数

#### ① 小学校

| 年 度          | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 目標<br>27 年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| 冊数<br>(単位：冊) | 9.3   | 9.3   | 9.45  | 9.7   | 9.5   | 10.0        |

小学校の月間読書冊数は、各校での取組もあって、順調に増加を続けましたが、平成 27 年度に減少したため、月間 10 冊の目標にわずかに及びませんでした。なお、読書冊数は増加していますが、高学年になっても、挿絵の多い本を読む児童が多いなど、以前に比べて読む本の内容が変わってきているという指摘もあります。

#### ② 中学校

| 年 度          | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 目標<br>27 年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| 冊数<br>(単位：冊) | 2.7   | 3.2   | 2.8   | 2.6   | 2.7   | 4.2         |

中学校の月間読書冊数は、前半では増加傾向にありましたがその後横ばいになり、27 年度の目標とした 4.2 冊を達成することはできませんでした。中学生は、部活動やスマートフォンの利用時間などにより、読書に充てる時間が少なくなっていることも一因と考えられます。



#### 4 区立小・中学校における1か月間に一冊も読書をしなかった児童・生徒の割合

##### ①小学校

| 年 度          | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 目標<br>27 年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| 割合<br>(単位：%) | 6.4   | 5.5   | 4.8   | 3.6   | 2.6   | 6.2         |

小学校の1か月間に一冊も読書をしなかった児童の割合は、計画2年目(平成24年度)で目標を達成しました。その後も順調に低下しており、朝読書など学校をあげての取組が着実に成果を上げています。

##### ②中学校

| 年 度          | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 目標<br>27 年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| 割合<br>(単位：%) | 21.4  | 16.7  | 15.2  | 14.9  | 14.9  | 12.7        |

中学校の1か月間に一冊も読書をしなかった生徒の割合は、当初順調に低下しましたが、平成26年度、27年度に横ばいとなり、目標を達成することができませんでした。

#### 5 区立小・中学校の「学校図書館図書標準」の冊数を達成した学校数

注) 「学校図書館図書標準」とは、公立学校において学校図書館の図書を整備する際の蔵書冊数の目標を、学級数の規模に応じて設定したものの。

##### ①小学校

| 年 度           | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 目標<br>27 年度 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| 学校数<br>(単位：校) | 48    | 49    | 47    | 47    | 50    | 59(全校)      |

「学校図書館図書標準」の冊数を達成した小学校数は、ほぼ横ばいに推移し、目標を達成することができませんでした。指標としている「学校図書館図書標準」は、学級数によって定められているため、児童・生徒数が変動し、学級数が増加すると標準とされる蔵書数も増加します。このため、年度によって蔵書数が標準を割込む学校があることが要因です。

##### ②中学校

| 年 度           | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 目標<br>27 年度 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| 学校数<br>(単位：校) | 14    | 15    | 16    | 18    | 18    | 28(全校)      |

中学校については、「学校図書館図書標準」を達成した学校が少しずつ増加してきましたが、小学校に比べて低率であり、目標を達成することができませんでした。

### 3 第二次計画の成果のまとめ

指標の目標達成状況については、区立図書館は、計画目標を達成することができましたが、小・中学校については、改善が見られたものの、目標を達成できない項目がありました。中学校では、教科学習と結び付けるなど、中学校ならではの取組モデルを確立する必要があります。

個別の事業については、第二次計画初年度は手探り状態の事業が多くありましたが、その後、手法が確立し、安定的に読書活動が行われています。

保育園では絵本コーナーを設置し、読み聞かせ等の実施により乳幼児の時期から読書習慣のきっかけ作りに努めています。継続的な取組により絵本に関心を寄せる保護者は増加しており、着実に効果が表れていますが、一方で保護者により読書への関心の差が見受けられ、広く浸透させていくためには、さらなる取組の工夫が必要です。

児童館においては、新一年生を対象にした新刊本の PR、乳幼児の時間帯での保護者への推薦図書の紹介等、学齢期の児童や幼児と保護者といった時間帯ごとに異なる対象に合わせた読み聞かせを始めとする読書活動を積極的に行っています。また、保育園、児童館共に区立図書館の本をまとめて借り出せる団体貸出を利用して図書の充実を図っています。

保健所(地域健康課)では、幼児の健全な発達を促すことを目的として、4 か月児健康診査の際に絵本セットを配布していますが、保護者の反応も良好で着実な手応えが感じられました。また、一部の地域健康課では、3 歳児健康診査時の待ち時間を活用して、読み聞かせを行っています。

区立図書館による読書週間関連行事については、行事や展示の工夫で日頃は手に取らない

ような本を、子どもや保護者が手に取る姿が見られました。これらの取組を積極的に行った結果、児童書の貸出冊数が着実に増加しています。また、時節にあわせた絵本の展示により、書庫に収納されていた絵本の活用も進みました。

区立小・中学校では、現在、全ての小・中学校で、読書活動を教育課程に位置付け、実践しています。読書活動年間指導計画を作成し、読書活動のねらい、各学年のねらい、他教科との関連、月ごとの指導計画などを定め、指導計画に基づき、計画的、系統的に児童の発達段階を考慮した読書活動を推進しました。始業前の朝読書は全ての学校で行われており、小学校ではその他に、昼休みや給食前、給食後、放課後に実施した学校もあります。

学校ボランティアとの連携においては、経験の豊富なボランティアによる読み聞かせやブックトークは、子どもたちにも大変好評です。また、ボランティアは、図書館の環境整備、書架の整理、飾り付けなどを行っており、整えられた学校図書館で子どもたちが本に親しみ、意欲的に本を読もうとする姿勢が見られました。特に、区立図書館が司書を派遣し、学校ボランティアに図書の案内や整備のノウハウを伝える学校図書館支援事業が全校で開始された平成 27 年度には、大幅な改善が見られました。しかしながら、司書教諭が読書活動に十分な時間を充てることができないことや、学校ボランティアの活動には学校ごとのばらつきが見られることなどが課題となっています。

## 第3章

# 計画の基本方針

### 1 計画の基本方針

#### 1 計画の基本的な考え方

- 1 本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づく「市町村子ども読書活動推進計画」として策定します。
- 2 子どもが読書を通じて、思考力、表現力、感受性、想像力を育て、豊かな人間性を形成していくために、発達段階に応じたきめ細かな読書指導を、連続性に留意しながら行うものとします。
- 3 「家庭、学校、地域」が一体となって子どもを見守り、育てるという視点から、読書教育においてもPTAやボランティアの力を最大限に活用するものとします。
- 4 第二次計画の評価・検証を生かした効果的な取組を推進するものとします。

#### 2 計画期間

平成28年度～平成32年度

#### 3 計画の目標

##### (1) 発達段階に合わせた適切な読書指導を行います。

子どもへの読書指導については、幼稚園教育要領や小・中学校学習指導要領に習得すべき内容が定められています。発達段階を意識して言語能力や情操を育てる適切な読書指導を行います。

##### (2) 子どもが読書を楽しむための機会を充実させます。

子どもが読書に親しむようになるには、多くの本に触れて、その中からすばらしい本とめぐり合い、読書の楽しさを発見し、読書を習慣として身に付けていくための様々な機会づくりが必要です。家庭、地域、学校及び図書館等で環境に応じた機会を提供していきます。

##### (3) 子どもの読書活動推進のための環境整備を推進します。

子ども読書活動を推進していくために、学校、図書館等の施設や設備の整備・充実に努めるとともに、本の紹介方法・閲覧場所・時間帯・利用方法その他諸条件等を整備・拡充します。

**(4) 家庭・学校・地域の連携により子どもの読書活動推進体制の充実を図ります。**

子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭、地域、学校及び図書館等関係機関がこれまで以上に連携・協力し、地域社会全体で支援します。

**(5) 子どもの読書活動に関する理解の促進を図ります。**

子どもの読書活動について、保護者、区民、教職員など幅広い人々の理解と関心を深めていくために、子ども読書活動の普及、啓発に取り組みます。

**2 計画の指標**

第二次計画と同じ項目について目標値を定めます。区立図書館の児童図書蔵書数については、毎年度全館併せて 5000 冊程度の蔵書数の増加を目指します。児童図書貸出冊数については、概ね 10 万冊の増加を目指します。区立小学校の月間読書冊数については、1 か月 10 冊を目標とします。中学生が読む本は一般書籍と変わらず、小学生に比べて一冊の本が厚くなること、学習や部活動等により読書に使える時間が

限られること等から、概ね 10 日に 1 冊読むことを目標とします。一方、区立小・中学校における 1 か月間に一冊も読書をしなかった児童・生徒の割合を減らすことに力を注ぐこととします。学校図書館の蔵書数についても全校が「学校図書館図書標準」に余裕をもって達するよう、整備を進めていきます。

**■計画の指標**

| 項目                                      | 平成 27 年度    | 平成 32 年度目標値 |
|---|-------------|-------------|
| ① 区立図書館の児童図書蔵書数                         | 435,746 冊   | 460,000 冊   |
| ② 区立図書館の児童図書貸出冊数（個人貸出）                  | 1,830,355 冊 | 1,950,000 冊 |
| ③ 区立小・中学校における月間読書冊数                     | 小学校         | 9.5 冊       |
|   | 中学校         | 2.7 冊       |
| ④ 区立小・中学校における 1 か月間に一冊も読書をしなかった児童・生徒の割合 | 小学校         | 10.0 冊      |
|   | 中学校         | 3.0 冊       |
| ⑤ 区立小・中学校の「学校図書館図書標準(注)」を 100%以上達成した学校数 | 小学校         | 2.6%        |
|   | 中学校         | 14.9%       |
| ⑤ 区立小・中学校の「学校図書館図書標準(注)」を 100%以上達成した学校数 | 小学校         | 59 校(全校)    |
|   | 中学校         | 28 校(全校)    |

①②は各年度 3 月 31 日現在、③⑤は各年度 3 月現在、④は各年度 3 月実施時の数値

(注) 学校図書館図書標準とは、公立学校において、学校図書館の図書を整備する際の蔵書冊数の目標を、学級数の規模に応じて設定したもの

### 3 施策体系

#### 1 全体構成

この計画では、子どもの読書活動推進について大田区及び大田区教育委員会が取り組む事業を幼児期から青年期に至る発達段階に沿って体系として整理しました。

#### I 幼児期の指導：本との出会いと読書習慣の基礎づくり

1 本との出会いの機会づくり

2 幼児期の読書体験の推進

3 乳幼児期の読書啓発

#### II 学齢期の指導：発達段階に合わせた読書力の向上

1 司書教諭、読書学習司書を中心とした読書学習活動の推進

2 本との出会いの機会の創出

#### III 生涯を通じて自ら本を選び学ぶことのできる読書環境の整備

1 読書環境の整備

2 区立図書館員の資質の向上

## 2 事業体系

### I 幼児期の指導：本との出会いと読書習慣の基礎づくり

#### 1 本との出会いの機会づくり

(1) 乳児健診における絵本との出会い事業の実施【保健所(地域健康課)】

(2) 保育アドバイザーによるファーストブックの紹介【保育サービス課】

(3) 保育園における良質な絵本の活用【保育サービス課】

(4) 幼稚園における読書教育の推進【幼児教育センター】

(5) 区立図書館の絵本コーナーの改善・工夫【区立図書館】

(6) 区立図書館における「子ども読書の日」「読書週間」行事の実施【区立図書館】

#### 2 幼児期の読書体験の推進

(1) 保育園、幼稚園における読み聞かせ等の実施

- ① 職員による読み聞かせ【保育サービス課、幼児教育センター】
- ② 地域ボランティア等の読み聞かせ【保育サービス課】

(2) 区立図書館におけるおはなし会の開催【区立図書館】

(3) 読み聞かせ等の人材育成

- ① 保育士を対象とした「絵本研修」の実施【保育サービス課】
- ② 幼稚園教諭を対象とした「絵本研修」の実施【幼児教育センター】
- ③ 読み聞かせボランティア等の養成【区立図書館】
- ④ 大田区立図書館ボランティア懇談会の開催【区立図書館】

#### 3 乳幼児期の読書啓発

(1) 保育園における保育相談を活用した啓発【保育サービス課】

(2) 保育園における保護者への啓発【保育サービス課】

(3) 区立図書館ホームページによる広報【区立図書館】

## II 学齢期の指導：発達段階に合わせた読書力の向上

### 1 司書教諭、読書学習司書を中心とした読書学習活動の推進

(1) 読書学習司書の配置【学校職員担当課、区立小・中学校】

(2) 読書活動年間指導計画の作成【指導課、区立小・中学校】

(3) 学校における読書活動の実践【区立小・中学校】

- ① 朝読書の実施
- ② 読書会の実施
- ③ 放課後等の学校図書館開放
- ④ 推薦図書を選定と読書勧奨

(4) 読書学習活動における教員の資質の向上【指導課、区立小・中学校】

(5) 読書学習司書の学校横断的な連携【指導課、学校職員担当課、区立小・中学校】

(6) 学校図書館の施設改善、施設の有効活用【教育総務課】

### 2 本との出会いの機会の創出

(1) 小学校1年生への図書館案内の配布【区立図書館、区立小学校】

(2) 学校図書館における計画的な図書資料の収集【区立小・中学校】

(3) 区立図書館による学校図書館支援【区立図書館】

- ① 団体貸出
- ② 学校図書館支援事業

(4) 区立図書館における「子ども読書の日」「読書週間」行事の実施(I-1-(6)再掲)

(5) 学校ボランティアとの連携による学校図書館活動の充実【区立小・中学校】

## III 生涯を通じて自ら本を選び学ぶことのできる読書環境の整備

### 1 読書環境の整備

(1) 区立図書館における計画的な図書資料の収集【区立図書館】

(2) 団体貸出の実施(II-2-(3)-①再掲)

(3) 障がいのある子どもへの読書活動の推進【区立図書館】

(4) 六郷図書館の改築【区立図書館】

### 2 区立図書館員の資質の向上

(1) 職員研修の実施【区立図書館】

(2) 区立図書館ネットワークの強化【区立図書館】

## I 幼児期の指導

## 本との出会いと読書習慣の基礎づくり

核家族が家庭の一般的な形となっており、保護者が育児の助言を受ける機会が減少しています。とりわけ、就園・就学前の時期は、学校等の外部との関わりも少なく、保護者と子どもが家庭で孤立しがちであると言われていました。このことは読書教育についてもあてはまりません。読書を通じて人生を豊かなものとしていくためには、幼児期に本に興味を持たせ、読書の習慣を身に付ける機会を提供していくことが

重要です。

そこで、子育ての助言を受けられる機会が少なくなっている幼児期の子どもを抱える家庭には、様々なルートを通じて保護者に適切な助言や情報提供などの支援を行っていきます。

また、支援にあたっては、保護者に発達段階に合わせた指導の必要性とその具体的な方法について周知し、家庭での読書指導の充実を図ります。

## 幼児期の指導～基本的な考え方と幼稚園教育要領

## 1 年齢別指導の要点

## (1) 0歳～2歳頃の読み聞かせ

乳児期は、自分で本を読むことができない段階ですので、保護者の読み聞かせによって絵本と出会うこととなります。この時期は、五感に訴える体験を積み重ねることで発達が促され、保護者からの語りかけによって言語を習得していく時期です。また、保護者から繰り返し語りかけられることで、愛情を肌で感じ、親子の絆を深めていく時期でもあります。これらの意義を理解しながら、次の点に留意して読み聞かせを行うことが大切です。

- ・目を見ながら、からだにふれながら、ゆっくり話しかける。
- ・ことばの音やリズム、大人の表情や雰囲気を感じ取っていることを意識する。
- ・子どもにうたを聞かせる。
- ・繰り返し同じ本を読む。

## ●絵本の選択基準

- ・子どもの好きなものが載っている。
- ・身近な動物や植物が登場する。
- ・生活の中のことばにふれている。
- ・ことばや音の繰り返しがある。

## (2) 2歳～6歳頃の読み聞かせ

この時期になると行動範囲が広がり、幼稚園・保育園などで友達などに関わることができるようになってきます。様々なことやものに興味を持ち、言語能力も急速に発達し、自分から話そうとするなど自我が芽生え始める時期です。言葉を聞いて想像力を働かせ、ストーリーを理解する力も高まります。読み聞かせの基本は、0～2歳児の時期と同じですが、昔ばなしなどを繰り返し読み聞かせることで本の世界に入り込む楽しさを教えることが大切です。時には、子どもの興味・関心を広げることを意識し



ながら、いつもと違うジャンルの絵本や本を選びます。

### 【絵本や本の選択基準】

- ・昔ばなし
- ・物語・童話
- ・生きもの図鑑



## 2 幼稚園教育における読書指導

幼児教育における読書の手引きとして、文部科学省が幼稚園教育要領を定めています。この教育要領において読書については、「言葉」の項に基本的な考え方（主に下線部分）が示されています。

### ●言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

#### 1 ねらい

- (1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- (2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- (3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。

#### 2 内容

- (1) 先生や友達の言葉や話に興味や関心を持ち、親しみをもって聞いたり、話したりする。
- (2) したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。
- (3) したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。
- (4) 人の話を注意して聞き、相手に分かるよう話す。
- (5) 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。
- (6) 親しみをもって日常のあいさつをする。
- (7) 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。

(8) いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。

(9) 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。

(10) 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。

#### 3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 言葉は、身近な人に親しみをもって接し、自分の感情や意志などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して次第に獲得されていくものであることを考慮して、幼児が教師や他の幼児とかかわることにより心を動かすような体験をし、言葉を交わす喜びを味わえるようにすること。
- (2) 幼児が自分の思いを言葉で伝えるとともに、教師や他の幼児などの話を興味をもって注意して聞くことを通して次第に話を理解するようになっていき、言葉による伝え合いができるようにすること。
- (3) 絵本や物語などで、その内容と自分の経験を結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。
- (4) 幼児が日常生活の中で、文字などを使いな

がら思ったことや考えたことを伝える喜びや  
楽しさを味わい、文字に対する興味や関心を  
もつようにすること。

## 個別事業計画

### 1 本との出会いの機会づくり

|             |          |            |                      |
|-------------|----------|------------|----------------------|
| <b>事業番号</b> | I-1-1(1) | <b>事業名</b> | 乳児健診における絵本との出会い事業の実施 |
|-------------|----------|------------|----------------------|

読み聞かせは、子どもと保護者が言葉と心を通わせ、子どもの健全な発達を促す機会となります。保健所(地域健康課)では、保護者による子どもへの読み聞かせを支援するために、4か月児健診の際に絵本と絵本の読み聞かせについての解説リーフレット、区立図書館案内を配布します。

【保健所(地域健康課)】

|             |          |            |                        |
|-------------|----------|------------|------------------------|
| <b>事業番号</b> | I-1-1(2) | <b>事業名</b> | 保育アドバイザーによるファーストブックの紹介 |
|-------------|----------|------------|------------------------|

毎月 400 件以上の相談に対応している保育サービス課保育アドバイザーが、保育や子育て相談の際に読み聞かせの重要性や子どもが最初に出会う質の良い絵本(ファーストブック)の紹介を行うほか、実際に手に取り、その良さを理解していただけるよう、待合スペースに推薦する絵本を設置して啓発に努めます。【保育サービス課】

|             |          |            |                 |
|-------------|----------|------------|-----------------|
| <b>事業番号</b> | I-1-1(3) | <b>事業名</b> | 保育園における良質な絵本の活用 |
|-------------|----------|------------|-----------------|

保育園において年齢や発達段階に応じた質の良い絵本を用意し、絵本の紹介や貸出しを積極的に行います。また、区立図書館では、読み聞かせや読書会など、区内での読書活動支援を目的とする 10 人以上のグループには 1 度に 100 点以内(視聴覚資料は 10 点以内)、30 日間までの貸出しを行っています(区立図書館の団体貸出制度)。この制度を利用して、区立図書館から図書を借り受けることにより、図書の充実を図ります。【保育サービス課】

|             |          |            |                |
|-------------|----------|------------|----------------|
| <b>事業番号</b> | I-1-1(4) | <b>事業名</b> | 幼稚園における読書教育の推進 |
|-------------|----------|------------|----------------|

私立幼稚園において効果の高い読み聞かせ等を推進するため、幼児教育センターが幼児期の情操教育に適した質の良い絵本のリストを作成し配布します。【幼児教育センター】

|      |         |     |                    |
|------|---------|-----|--------------------|
| 事業番号 | I-1-(5) | 事業名 | 区立図書館の絵本コーナーの改善・工夫 |
|------|---------|-----|--------------------|

区立図書館では、季節にちなんだ絵本を時節に応じて入れ替え、配架することで子どもたちが興味を持って手に取るような工夫をしています。【区立図書館】

|      |         |     |                               |
|------|---------|-----|-------------------------------|
| 事業番号 | I-1-(6) | 事業名 | 区立図書館における「子ども読書の日」「読書週間」行事の実施 |
|------|---------|-----|-------------------------------|

子どもの読書や読み聞かせの啓発・推進のために、子ども読書の日(4月23日)や読書週間(10月27日～11月9日)などに小学校就学前後の児童及び保護者を対象としたおはなし会、読書ゲーム、人形劇などの行事を開催するとともに、お勧めの本等の展示を行うことで読書の大切さ・楽しさなど興味を抱くような取組を行います。【区立図書館】

## 2 幼児期の読書体験の推進

|      |         |     |                      |
|------|---------|-----|----------------------|
| 事業番号 | I-2-(1) | 事業名 | 保育園、幼稚園における読み聞かせ等の実施 |
|------|---------|-----|----------------------|

### ① 職員による読み聞かせ

保育園では、幼児の発達段階に合わせた読み聞かせを定期的実施するほか、私立幼稚園については、積極的に働きかけを行うことで読み聞かせの実施を促進していきます。

【保育サービス課、幼児教育センター】

### ② 地域ボランティア等の読み聞かせ

区内には子どもに読み聞かせを行う地域ボランティアが多数存在しています。これらの地域ボランティアの力を借りて、保育園等において月1回程度、読み聞かせを実施していきます。【保育サービス課】

|      |         |     |                   |
|------|---------|-----|-------------------|
| 事業番号 | I-2-(2) | 事業名 | 区立図書館におけるおはなし会の開催 |
|------|---------|-----|-------------------|

子どもの読書活動を推進し、子どもに絵本や物語の世界に親しんでもらえるよう、全ての区立図書館で週1回以上定例おはなし会を行います。実施にあたっては、発達段階を意識し、乳幼児とその保護者向けや小学生向け等、対象年齢別とします。

また、学校等からの依頼を受けて学校等へ「出張おはなし会」を開催したり、保育園等からの依頼を受けて保育園児と保育士等に来館してもらう、「来館おはなし会」についても積極的に取り組んでいきます。

内容＝絵本の読み聞かせ、紙芝居、手遊び、わらべうた遊び、パネルシアター等

【区立図書館】

| 事業番号 | I-2-(3)   | 事業名 | 読み聞かせ等の人材育成 |
|------|---|-----|-------------|
| ①    | <p>保育士を対象とした「絵本研修」の実施</p> <p>保護者への啓発活動の改善や保育における読み聞かせスキルの向上を目指して、区内の保育施設（区立・私立認可保育所、認証保育所、定期利用保育室）に従事する保育士を対象に絵本の専門家による講義や区立保育園長による読み聞かせの実践指導を行います。【保育サービス課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・絵本の専門家による講義 年1回</li> <li>・区立保育園長による読み聞かせの実践指導 年3回</li> </ul> |     |             |
| ②    | <p>幼稚園教諭を対象とした「絵本研修」の実施</p> <p>私立幼稚園における保護者への啓発活動や幼稚園教諭の読み聞かせスキルの向上を目指して、講義や読み聞かせの実践指導を行います。【幼児教育センター】</p>  |     |             |
| ③    | <p>読み聞かせボランティア等の養成</p> <p>集団の子どもたちへの絵本の読み聞かせや紙芝居、素ばなしや本の紹介ができる人材を養成するため、区立図書館において読み聞かせボランティア講座を開催します。講座は、初級とステップアップの2種類(初級年3回・ステップアップ年2回)を設け、経験に応じたスキルの習得を支援していきます。また、講座の修了者には、図書館や学校などで読み聞かせを行えるよう活躍の場や情報交換の場を提供していきます。【区立図書館】</p>                                   |     |             |
| ④    | <p>大田区立図書館ボランティア懇談会の開催</p> <p>年1、2回、区立図書館で活動中の読み聞かせボランティアの中から希望者を各館2名程度募り、「大田区立図書館読み聞かせボランティア懇談会」を開催しています。各ボランティアの活動報告、各館のおはなし会や行事等の情報交換、懇親等を行います。【区立図書館】</p>   |     |             |

### 3 乳幼児期の読書啓発

| 事業番号 | I-3-(1)   | 事業名 | 保育園における保育相談を活用した啓発 |
|------|---|-----|--------------------|
|      | <p>保育園での育児相談等、個別相談の機会を通じて、本に親しむ習慣につなげるよう啓発を行います。また、保護者会等で絵本の良さを保護者に周知していきます。【保育サービス課】</p> |     |                    |

| 事業番号 | I-3-(2)   | 事業名 | 保育園における保護者への啓発 |
|------|---|-----|----------------|
|      | <p>保育園での絵本の貸出しなどを通して、子どもの好きな本を保護者が知るきっかけを作り、子どもが選んだ本を保護者に読み聞かせてもらうことで、子どもと保護者が触れ合う機会を作るとともに、保護者の読書への興味関心を高めます。【保育サービス課】</p> |     |                |

| 事業番号 | 1-3-(3)  | 事業名 | 区立図書館ホームページによる広報 |
|------|--|-----|------------------|
|      | <p>大田区ホームページを利用して、読み聞かせのための児童図書館の紹介や、図書館の行事やおはなし会などのPRや情報発信に努めます。【区立図書館】</p> |     |                  |

## Ⅱ 学齢期の指導

### 発達段階に合わせた読書力の向上

これまで大田区教育委員会では、地域に根差した学校という観点から司書教諭のもとで学校ボランティア中心の学校図書館運営を目指してきました。この考え方に沿って、図書管理や読み聞かせ等の専門的な知識やスキルの向上を目指して、区立図書館司書が学校ボランティアの指導にあたる学校図書館支援事業を全校で展開しています。学校ボランティアの活発な活動により、学校とPTA・地域団体とが一体となって理想的な運営を実現している学校もありますが、一部には、学校ボランティアが集まらず、活動が停滞気味でボランティアの積極的な掘り起しが必要な学校もあります。

一方、学校図書館は、読書活動の拠点としての「読書センター」の役割、授業に役立つ資料を備え学習支援を行う「学習センター」の役割、そして情報活用能力を育む「情報センター」としての役割があります。

また、小・中学校学習指導要領では、国語の指導目標として学年ごとの「読むこと」についての目標を設定しています。前述の三つのセン

ター機能と合わせ、児童・生徒の発達段階に沿った指導に学校図書館を積極的に活用していくことが重要です。

これらを踏まえた学校図書館の運営を実現するために、学校図書館法では、12学級以上の学校において、学校図書館の専門的職務をつかさどる司書教諭の配置を義務付けています。しかしながら、司書教諭は主幹教諭等の中から司書教諭の講習を修了した者を充てるとしており、専任ではないために学校図書館活動に充てられる時間は限られています。11学級以下の学校についても区では司書教諭の配置を都に求めており、区内の大半の学校に司書教諭が配置されていますが、人事異動により不在となってしまうことがあり、全ての学校が司書教諭を中核として読書活動や学習活動に取り組むことは難しい状況です。

そこで、平成28年度から区立小・中学校に読書学習司書を配置し、これらの課題の解決を目指します。

## 学齢期の指導～学習指導要領 国語編の学年別内容

学習指導要領 国語編「C 読むこと」の項には、次のとおり学年ごとの指導目標、指導事項及び言語活動例が示されています。区立小・中学校では、これらの内容を踏まえ、計画的、系統的に読書指導を行っていきます。

### ●小学校

#### 1 第1学年及び第2学年

##### 【指導目標】

書かれている事柄の順序や場面の様子などに気付いたり、想像を広げたりしながら読む能力を身に付けさせるとともに、楽しんで

読書しようとする態度を育てる。

##### 【「読むこと」の指導事項】

- ・音読……話のまとまりや言葉の響きなどに気を付けて音読すること。
- ・説明的な文章の解釈……時間的な順序や事

柄の順序などを考えながら内容の大体を読むこと。

- ・ 文学的な文章の解釈……場面の様子について登場人物の行動を中心に想像を広げながら読むこと。
- ・ 自分の考えの形成及び交流……文章の中の大事な言葉や文を書き抜くこと。文章の内容と自分の経験とを結び付けて、自分の思いや考えをまとめ、発表し合うこと。
- ・ 目的に応じた読書……楽しんだり知識を得たりするために、本や文章を選んで読むこと。

#### 【「読むこと」の言語活動例】

- ア 本や文章を楽しんだり、想像を広げたりしながら読むこと。
- イ 物語の読み聞かせを聞いたり、物語を演じたりすること。
- ウ 事物の仕組みなどについて説明した本や文章を読むこと。
- エ 物語や、科学的なことについて書いた本や文章を読んで、感想を書くこと。
- オ 読んだ本について、好きなところを紹介すること。

### 2 第3学年及び第4学年

#### 【指導目標】

目的に応じ、内容の中心をとらえたり段落相互の関係を考えたりしながら読む能力を身に付けさせるとともに、幅広く読書しようとする態度を育てる。

#### 【「読むこと」の指導事項】

- ・ 音読……内容の中心や場面の様子がよく分かるように音読すること。
- ・ 説明的な文章の解釈……目的に応じて、中心となる語や文をとらえて段落相互の関係や事実と意見との関係を考え、文章を読むこと。
- ・ 文学的な文章の解釈……場面の移り変わりに注意しながら、登場人物の性格や気持ちの変化、情景などについて、叙述を基

に想像して読むこと。

- ・ 自分の考えの形成及び交流……目的や必要に応じて、文章の要点や細かい点に注意しながら読み、文章などを引用したり要約したりすること。文章を読んで考えたことを発表し合い、一人一人の感じ方について違いのあることに気付くこと。
- ・ 目的に応じた読書……目的に応じて、いろいろな本や文章を選んで読むこと。

#### 【「読むこと」の言語活動例】

- ア 物語や詩を読み、感想を述べ合うこと。
- イ 記録や報告の文章、図鑑や事典などを読んで利用すること。
- ウ 記録や報告の文章を読んでまとめたものを読み合うこと。
- エ 紹介したい本を取り上げて説明すること。
- オ 必要な情報を得るために、読んだ内容に関連した他の本や文章などを読むこと。

### 3 第5学年及び第6学年

#### 【指導目標】

目的に応じ、内容や要旨をとらえながら読む能力を身に付けさせるとともに、読書を通して考えを広げたり深めたりしようとする態度を育てる。

#### 【「読むこと」の指導事項】

- ・ 音読……自分の思いや考えが伝わるように音読や朗読をすること。
- ・ 効果的な読み方……目的に応じて、本や文章を比べて読むなど効果的な読み方を工夫すること。
- ・ 説明的な文章の解釈……目的に応じて、文章の内容を的確に押さえて要旨をとらえたり、事実と感想、意見などとの関係を押さえ、自分の考えを明確にしながら読んだりすること。
- ・ 文学的な文章の解釈……登場人物の相互関係や心情、場面についての描写をとらえ、優れた叙述について自分の考えをまとめること。

- ・自分の考えの形成及び交流……本や文章を読んで考えたことを発表し合い、自分の考えを広げたり深めたりすること。
- ・目的に応じた読書……目的に応じて、複数の本や文章などを選んで比べて読むこと。

### 【「読むこと」の言語活動例】

- ア 伝記を読み、自分の生き方について考えること。
- イ 自分の課題を解決するために、意見を述べた文章や解説の文章などを利用すること。
- ウ 編集の仕方や記事の書き方に注意して新聞を読むこと。
- エ 本を読んで推薦の文章を書くこと。

## ●中学校

### 1 第1学年

#### 【指導目標】

目的や意図に応じ、様々な本や文章などを読み、内容や要旨を的確にとらえる能力を身に付けさせるとともに、読書を通してものの見方や考え方を広げようとする態度を育てる。

#### 【「読むこと」の指導事項】

- ・語句の意味の理解……文脈の中における語句の意味を的確にとらえ、理解すること。
- ・文章の解釈……文章の中心的な部分と付加的な部分、事実と意見などと読み分け、目的や必要に応じて要約したり要旨をとらえたりすること。場面の展開や登場人物などの描写に注意して読み、内容の理解に役立てること。
- ・自分の考えの形成……文章の構成や展開、表現の特徴について、自分の考えをもつこと。文章に表れているものの見方や考え方をとらえ、自分のものの見方や考え方を広くすること。
- ・読書と情報活用……本や文章などから必要な情報を集めるための方法を身に付け、目的に応じて必要な情報を読み取ること。

#### 【「読むこと」の言語活動例】

- ア 様々な種類の文章を音読したり朗読したりすること。
- イ 文章と図表などとの関連を考えながら、

説明や記録の文章を読むこと。

- ウ 課題に沿って本を読み、必要に応じて引用して紹介すること。

### 2 第2学年

#### 【指導目標】

目的や意図に応じ、文章の内容や表現の仕方に注意して読む能力、広い範囲から情報を集め効果的に活用する能力を身に付けさせるとともに、読書を生活に役立てようとする態度を育てる。

#### 【「読むこと」の指導事項】

- ・語句の意味の理解……抽象的な概念を表す語句や心情を表す語句などに注意して読むこと。
- ・文章の解釈……文章全体と部分との関係、例示や描写の効果、登場人物の言動の意味などを考え、内容の理解に役立てること。
- ・自分の考えの形成……文章の構成や展開、表現の仕方について、根拠を明確にして自分の考えをまとめること。文章に表れているものの見方や考え方について、知識や体験と関連付けて自分の考えをもつこと。
- ・読書と情報活用……多様な方法で選んだ本や文章などから適切な情報を得て、自分の考えをまとめること。

【「読むこと」の言語活動例】

- ア 詩歌や物語などを読み、内容や表現の仕方について感想を交流すること。
- イ 説明や評論などの文章を読み、内容や表現の仕方について自分の考えを述べること。
- ウ 新聞やインターネット、学校図書館等の施設などを活用して得た情報を比較すること。

3 第3学年

【指導目標】

目的や意図に応じ、文章の展開や表現の仕方などを評価しながら読む能力を身に付けさせるとともに、読書を通して自己を向上させようとする態度を育てる。

【「読むこと」の指導事項】

- ・語句の意味の理解……文脈の中における語句の効果的な使い方など、表現上の工夫に注意して読むこと。

- ・文章の解釈……文章の論理の展開の仕方、場面や登場人物の設定の仕方をとらえ、内容の理解に役立てること。
- ・自分の考えの形成……文章を読み比べるなどして、構成や展開、表現の仕方について評価すること。文章を読んで人間、社会、自然などについて考え、自分の意見をもつこと。
- ・読書と情報活用……目的に応じて本や文章などを読み、知識を広げたり、自分の考えを深めたりすること。

【「読むこと」の言語活動例】

- ア 物語や小説などを読んで批評すること。
- イ 論説や報道などに盛り込まれた情報を比較して読むこと。
- ウ 自分の読書生活を振り返り、本の選び方や読み方について考えること。

読書学習司書の役割

大田区基本構想では、大田区が目指す 20 年後のすがたを、「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」と定めています。区は、その将来像の実現に向けて様々な施策を推進していますが、区立小・中学校についても、「地域の中の学校」という考え方に立って運営を行っています。学校図書館についても地域力という視点から、学校ボランティアを主体とした運営を推進してきました。区立図書館から司書を学校に派遣する等の事業を実施し学校ボランティアが不安なく図書館運営ができるよう支援も行っています。

一方、平成 26 年に学校図書館法が改正され、学校に学校司書を配置することを努力義務と決めました。従来より、学校図書館には、読書活動の拠点となる「読書センター」、授業に役

立つ資料を備え学習支援を行う「学習センター」、情報活用能力を育む「情報センター」の三つの機能があるとしています。これらの機能は、全ての教科の学力の基本となる言語能力を磨くうえで大変重要な機能です。

そこで大田区教育委員会では、学校図書館が持つこれらの機能を十分に生かすため、従来からの司書教諭と学校ボランティアによる運営に加え、新たに読書学習司書を配置することとします。読書学習司書は、学校図書館の運営に加え、授業支援なども行う大田区独自の取組です。この配置により、第二次計画の検証で明らかになった、多忙で読書活動に時間を割きにくい司書教諭の現状や学校ごとにばらつきのある学校ボランティア活動等の課題に対応し、学校図書館のさらなる発展を目指していきます。



## 個別事業計画

### 1 司書教諭、読書学習司書を中心とした読書学習活動の推進

|      |          |     |           |
|------|----------|-----|-----------|
| 事業番号 | Ⅱ-1-1(1) | 事業名 | 読書学習司書の配置 |
|------|----------|-----|-----------|

学校図書館の運営にとどまらず、読書活動の支援や図書資料等を活用した授業の企画、実施支援を重視した司書又は司書教諭資格を有する職員を大田区独自の「読書学習司書」として配置し、学校ボランティアとの連携と役割分担のもと、学校図書館の基本である、「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を充実させていきます。【学校職員担当課、区立小・中学校】

|      |          |     |               |
|------|----------|-----|---------------|
| 事業番号 | Ⅱ-1-1(2) | 事業名 | 読書活動年間指導計画の作成 |
|------|----------|-----|---------------|

年間を通じて、計画的、系統的な読書活動や読書学習司書の授業への支援を推進するため、各校において読書活動年間指導計画を作成します。【指導課、区立小・中学校】

|      |          |     |               |
|------|----------|-----|---------------|
| 事業番号 | Ⅱ-1-1(3) | 事業名 | 学校における読書活動の実践 |
|------|----------|-----|---------------|

① 朝読書の実施

児童・生徒の読書の習慣付けと本との出会いの機会として、始業前の10分程度の時間を児童・生徒全員が読書を行う「朝読書」を実施します。

② 読書会の実施

一人では、なかなか読むことが難しい子どもたちでも読書に入りこみやすい読書会(学級全員が一人一冊ずつ同じ本を持ち、担任教諭等の読み聞かせによって、指読み(指でなぞって読む)等で読む。)の授業を行います。

③ 放課後等の学校図書館開放

読書学習司書や学校ボランティアにより、小学校では放課後子ども教室の遊びのメニューとして、中学校では放課後の学習活動として、放課後等の学校図書館の開放を行います。

④ 推薦図書の選定と読書勧奨

保護者への啓発や家庭での読書勧奨を目的として、学習指導要領を踏まえ、学年ごとに推薦図書を選定し、リストを配布します。

小学校……家庭での読書勧奨リーフレット「家読(うちどく)のすすめ」

中学校……「大人になるまでに読みたい150冊」

【区立小・中学校】

|      |          |     |                    |
|------|----------|-----|--------------------|
| 事業番号 | Ⅱ-1-1(4) | 事業名 | 読書学習活動における教員の資質の向上 |
|------|----------|-----|--------------------|

学校あがての読書活動、学習活動の活性化のために教員の資質の向上を目的として、学校図書館の司書教諭等による読書活動の指導や読書学習司書による学校図書館の活用方法等の教員研修を実施します。【指導課、区立小・中学校】

|   |         |            |                 |
|---|---------|------------|-----------------|
| <b>事業番号</b>   | Ⅱ-1-(5) | <b>事業名</b> | 読書学習司書の学校横断的な連携 |
| <p>各校に配置された読書学習司書を対象とした集合研修を実施するほか、読書学習司書が互いの活動を報告する会議を定期的に開催して、情報の共有化に努め、読書学習司書の活動内容の充実を図ります。【指導課、学校職員担当課、区立小・中学校】</p> |         |            |                 |

|   |         |            |                    |
|---|---------|------------|--------------------|
| <b>事業番号</b>   | Ⅱ-1-(6) | <b>事業名</b> | 学校図書館の施設改善、施設の有効活用 |
| <p>学校図書館、普通教室、特別教室等、既存の施設の有効活用を図り、読書活動の場を整備し、読書環境の改善を図ります。</p> <p>見やすい書架、長時間の読書にも疲れにくい椅子や机、明るい内装など、児童・生徒にとって落ち着いた居心地の良い読書環境に向けて、検討・整備を行っていきます。【教育総務課】</p> |         |            |                    |

## 2 本との出会いの機会の創出

|  |         |            |                  |
|--|---------|------------|------------------|
| <b>事業番号</b>  | Ⅱ-2-(1) | <b>事業名</b> | 小学校1年生への図書館案内の配布 |
| <p>幼いうちから区立図書館に親しみ、読書の習慣を身に付けさせるため、区立小学校に就学した第1学年児童に区立図書館の利用案内パンフレットを配布します。【区立図書館、区立小学校】</p> |         |            |                  |

|  |         |            |                      |
|--|---------|------------|----------------------|
| <b>事業番号</b>  | Ⅱ-2-(2) | <b>事業名</b> | 学校図書館における計画的な図書資料の収集 |
| <p>区立小・中学校において、学習指導要領に定められた学年別の指導目標や指導内容を意識しながら、学校図書館図書標準を充足するよう計画的に学校図書館の図書資料を収集します。【区立小・中学校】</p> |         |            |                      |

|  |         |            |                 |
|--|---------|------------|-----------------|
| <b>事業番号</b>  | Ⅱ-2-(3) | <b>事業名</b> | 区立図書館による学校図書館支援 |
| <p>①団体貸出<br/>                 区立図書館では、読み聞かせや読書会など、区内での読書活動支援を目的とする10人以上のグループに1度に100点以内(視聴覚資料は10点以内)、30日間までの貸出しを行っています(区立図書館の団体貸出制度)。この制度を利用して、区立小・中学校が区立図書館から図書を借り受けることにより、図書資料の充実を図ります。【区立図書館】</p> <p>②学校図書館支援事業<br/>                 図書管理や読み聞かせ等の専門的な知識やスキルの向上を目指して、年間1校あたり70時間程度、区立図書館司書が学校ボランティアの指導にあたる学校図書館支援事業を実施します。【区立図書館】</p> |         |            |                 |

|   |         |            |                               |
|---|---------|------------|-------------------------------|
| <b>事業番号</b>                                       | Ⅱ-2-(4) | <b>事業名</b> | 区立図書館における「子ども読書の日」「読書週間」行事の実施 |
| <p>1-1-(6) 区立図書館における「子ども読書の日」「読書週間」行事の実施 (再掲)</p> |         |            |                               |

|  |         |            |                           |
|--|---------|------------|---------------------------|
| <b>事業番号</b>  | Ⅱ-2-(5) | <b>事業名</b> | 学校ボランティアとの連携による学校図書館活動の充実 |
| <p>地域に根差した学校という観点から学校ボランティアと連携し、図書の整理や読み聞かせ等の実施、放課後の学校図書館開放等を実施します。【区立・小中学校】</p> |         |            |                           |

### Ⅲ 生涯を通じて 自ら本を選び学ぶことのできる読書環境の整備

義務教育終了後は、成長した子どもたちそれぞれが関心を抱く事柄や好みによって自由に本を選び、読むことで教養を培う時期になります。この時期は、できる限り多様な本と出会うことができ、生涯を通じて自ら本を選び、学ぶことのできる読書環境を用意することが何よりも重要です。その基盤となる図書館は、本を読み、貸出しを行うだけではなく、その本をき

っかけとして書架に並ぶ関連図書や他分野の図書へと興味と対象を拡げていくことができる空間でなければなりません。

図書館は、利用者のニーズに応えるために、レファレンス（資料相談対応）等の支援とともに子ども読書活動推進のため、所蔵資料の拡充と施設・設備やサービス体制の充実をさらに推進していきます。

## 個別事業計画

### 1 読書環境の整備

|   |         |            |                      |
|---|---------|------------|----------------------|
| <b>事業番号</b>   | Ⅲ-1-(1) | <b>事業名</b> | 区立図書館における計画的な図書資料の収集 |
| <p>区立図書館は、図書館法に基づく図書館として、区民の知る権利、学ぶ権利を保障するために計画的に図書資料を収集します。収集にあたっては、利用者から寄せられたリクエストを参考にするほか、館ごとに分野を定めて計画的に収集を行うことで、区民のニーズにできる限り応えられるよう努力していきます。</p> <p>また、国際理解に役立つ外国語資料の収集にも努めます。【区立図書館】</p> |         |            |                      |

|  |         |            |             |
|--|---------|------------|-------------|
| <b>事業番号</b>  | Ⅲ-1-(2) | <b>事業名</b> | 団体貸出の実施(再掲) |
| <p>I-1-(3) 保育園における良質な絵本の活用、Ⅱ-2-(3) 区立図書館による支援 ① 団体貸出の再掲【区立図書館】</p> |         |            |             |

|   |         |            |                    |
|---|---------|------------|--------------------|
| <b>事業番号</b>   | Ⅲ-1-(3) | <b>事業名</b> | 障がいのある子どもへの読書活動の推進 |
| <p>音訳者や布の絵本の作成者、お話会の語り手などのボランティアを養成するために、ボランティア講座や音訳者講座を開催します。【区立図書館】</p> |         |            |                    |

|             |         |            |          |
|-------------|---------|------------|----------|
| <b>事業番号</b> | Ⅲ-1-(4) | <b>事業名</b> | 六郷図書館の改築 |
|-------------|---------|------------|----------|

建設から相当の年数を経過し、更新時期を迎えた六郷図書館を改築します。改築にあたっては、ユニバーサル・デザインの考えを取り入れた、誰にとっても使いやすい施設とするほか、読書に適した居心地の良い空間を目指します。平成 29 年度着工、平成 30 年度竣工予定【区立図書館】

## 2 区立図書館員の資質の向上

|             |         |            |         |
|-------------|---------|------------|---------|
| <b>事業番号</b> | Ⅲ-2-(1) | <b>事業名</b> | 職員研修の実施 |
|-------------|---------|------------|---------|

利用者から質問された本の内容について答えられ、本選びのサポートができる職員へと育成していきます。

また、地域図書館を運営する指定管理者には、独自研修の実施や外部研修への参加を促し、職員の読み聞かせ等の技術の向上を図ります。【区立図書館】

|             |         |            |                |
|-------------|---------|------------|----------------|
| <b>事業番号</b> | Ⅲ-2-(2) | <b>事業名</b> | 区立図書館ネットワークの強化 |
|-------------|---------|------------|----------------|

区立図書館全館の担当者連絡会を定期的に行い、イベント企画等の情報の共有化や連絡調整を図ります。【区立図書館】

## 区立図書館の図書資料収集

大田区には、基幹となる大田図書館と 15 の地域図書館があります。これらの図書館は、全分野の図書資料を収集していますが、収集の際に力点を置く分野を定めています。それぞれの館の役割分担は、次のとおりです。

| 館名     | 内容                 | 館名      | 内容                    |
|--------|--------------------|---------|-----------------------|
| 大田図書館  | 文学の個人全集、歴史         | 洗足池図書館  | 法律、音楽、演劇<br>「勝海舟」関連資料 |
| 大森南図書館 | 韓国語、中国語の本<br>植物・動物 | 浜竹図書館   | スポーツ                  |
| 大森東図書館 | 日本画の画集             | 羽田図書館   | 自然科学、語学               |
| 大森西図書館 | 商業、交通、通信等          | 六郷図書館   | 社会科学、政治               |
| 入新井図書館 | 経済、財政              | 下丸子図書館  | 児童書の絶版本、手芸・料理         |
| 馬込図書館  | 教育、馬込文士村資料         | 多摩川図書館  | 社会学、ボランティア            |
| 池上図書館  | 宗教・哲学              | 蒲田図書館   | 技術・工学、郷土資料            |
| 久が原図書館 | 外国の絵本、伝記、地理        | 蒲田駅前図書館 | 統計学、医学・薬学             |

## 第5章

# 計画の推進

### 1 計画の推進体制

本計画の個別事業は、互いに関連性を持つものが多くあります。また、事業の実施にあたっては、読み聞かせボランティアや学校ボランティア等の「地域力」の活用を前提としているものも含まれています。これらのことから、個別事業の取組においては、区及び教育委員会の所管課、学校・保育園、児童館等の教育・保育の現場、そしてボランティア等の連携を深めていきます。

### 2 推進状況の確認・検証

計画の実効性を高めるためには、取組の状況を定期的に検証し、必要に応じて事業を見直していくことが重要です。そこで、本計画については、年度末に個別事業の自己評価と計画の指標の達成度の確認を行い、その効果を検証していきます。





大田区子ども読書活動推進計画(第三次)

平成 28 年度～平成 32 年度

平成 28 年 7 月

発行 大田区教育委員会事務局 教育総務部 教育総務課  
〒144-8621 東京都大田区蒲田 5-37-1  
ニッセイアロマスクエア 5F  
電話 03(5744)1422(直通)

🐰 大田区子ども読書活動推進計画 🐰  
(第三次)

平成 28 年度～平成 32 年度

平成 28 年 7 月

---

大田区教育委員会

---